

郵便局・ゆうちょ銀行を利用
される特別徴収義務者様へ

納入金の納入に郵便局・ゆうちょ銀行を利用される場合は、最寄の郵便局・ゆうちょ銀行を市が指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に利用される郵便局・ゆうちょ銀行名を記載のうえ、初回にその郵便局・ゆうちょ銀行に提出してください。ただし、近畿二府四県以外では、毎月提出が必要です。

なお、郵便局・ゆうちょ銀行以外に銀行でも取り扱っています。その場合は右の「指定通知書」はいりません。

取扱郵便局・ゆうちょ銀行指定通知書提出先（控）

郵便局・ゆうちょ銀行

指 定 通 知 書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当市の
市民税・府民税・森林環境税の取扱局に指定しましたから通知します。

許可又は承認番号 貯 業 式 第244号

口 座 番 号 01050－3－960051

加 入 者 名 称 宇治市会計管理者

取 り ま と め 局 大阪貯金事務センター

年 月 日

ゆうちょ銀行

店長

様

郵 便 局 長

京都府宇治市長
(公印省略)